

「被扶養者の認定に関するFAQ」

(令和6年4月修正版)

目 次

～ 基 本 編 ～

- [Q1 被扶養者とは、誰のことですか？ \(p4\)](#)
- [Q2 被扶養者の認定を受けることができない人はいますか？ \(p4\)](#)
- [Q3 恒常的所得とは、何ですか？ \(p5\)](#)
- [Q4-1 恒常的所得が年額130万円（障害年金受給相当の障害を有する者又は60歳以上の者である場合は、180万円）に達するとは、どのように考えればよいですか？ \(p5\)](#)
- [Q4-2 一時的な給与所得の増加によって所得金額が年130万円（障害年金受給相当の障害を有する者又は60歳以上の者である場合は、180万円）を超える場合に、被扶養者の認定を受けることはできますか？](#)
- [Q5 被扶養者の認定を受けたい場合は、どうすればよいですか？ \(p5\)](#)
- [Q6 被扶養者の認定を受けていましたが、その要件を充たさなくなりました。どうすればよいですか？ \(p5\)](#)
- [Q7 \(令和3年6月削除\)](#)
- [Q8 認定又は認定取消しに係る届出を行うのですが、証拠書類については、原本を提出するのですか、それとも写しを提出するのですか？ \(p6\)](#)
- [Q9 被扶養者の認定又は認定取消しに該当する事実が生じた場合、いつまでに届出を行う必要がありますか？ \(p6\)](#)
- [Q10 異動後、被扶養者の認定を受けるために共済組合係に「被扶養者申告書」、「申述書」及び証拠書類を提出しても、すぐに認定されないことがあります。なぜですか？ \(p6\)](#)
- [Q11 「有」、「有」、 「無」とは、何のことですか？ \(p7\)](#)

～ 見 直 し 編 (平成27年8月) ～

- [Q12 平成27年8月1日に被扶養者の認定に関する取扱いが見直されたと聞きましたが、どのように変わったのですか？ \(p7\)](#)
- [Q13 被扶養者の認定に関する取扱いが見直されたことは分かりましたが、なぜ見直したのですか？ \(p7\)](#)
- [Q14 共済組合係は、組合員から提出を受けた証拠書類により、被扶養者の所得状況を確認しないのですか？ \(p8\)](#)
- [Q15 組合員が主体的に被扶養者の収入管理を行う責任があることは分かりました。それでは、いつ、どういう場合に共済組合係に届出を行えばよいのですか？ \(p8\)](#)
- [Q16 「有」の者又は「有」の者（※平成30年1月1日以降は、「有」の者のうち、配偶者を除きます。）に関する給与明細書等の証拠書類について、これまでどおり毎月共済組合係に提出して、共済組合係で認定取消しに係る届出の要否及び時期を確認して教えてもらいたいのですが、お願いできますか？ \(p9\)](#)

～ 見直し編（平成30年1月）～

Q17 平成30年分から年額150万円までの所得がある配偶者を給与所得者の扶養控除等申告書に記載できるようになりました。被扶養者の認定はどうなりますか？(p9)

Q18 (令和6年4月削除)

～ 実践編～

Q19 結婚しました。配偶者を被扶養者として認定してもらいたいのですが、どうすればよいですか？(p10)

Q20 子どもが生まれました。子どもを被扶養者として認定してもらいたいのですが、どうすればよいですか？(p10)

Q21 別居している母を被扶養者として認定してもらいたいのですが、どうすればよいですか？(p10)

Q22 被扶養者の認定を受けている者（配偶者、子等）が就労し、所得制限を超えて今後も同程度の所得を得ることとなったため、給与法上の扶養親族の認定が取り消されました。共済組合係にも届出を行う必要がありますか？(p11)

Q23 被扶養者の認定を受けている子が満22歳に達してから最初の3月31日を経過し、給与法上の扶養親族の認定が取り消されました。共済組合の被扶養者の認定を継続してもらうことはできますか？(p11)

Q24 (令和6年4月削除)

Q25 被扶養者の認定を受けている者（配偶者、子等）が就労し、所得制限を超えて今後も同程度の所得を得ることが分かりました。どうすればよいですか？(p12)

Q26 被扶養者の認定を受けている者（配偶者、子等）がアルバイトを始めましたが、所得制限は超えそうにありません。どうすればよいですか？(p12)

Q27 被扶養者の認定を受けている者（配偶者、子等）の給料が増えることになりましたが、所得制限は超えそうにありません。どうすればよいですか？(p12)

Q28 被扶養者の認定を受けている者（配偶者、子等）が毎月稼働時間の異なる時給制のアルバイトをしています。稼働時間が異なることに変わりはないものの、以前より稼働時間が増加したため、月間所得の所得制限を超え、これからも同程度の所得が見込まれます。いつ認定が取り消されますか？(p12)

Q29 被扶養者の認定を受けている者（配偶者、子等）が転職しました。どうすればよいですか？(p13)

Q30 被扶養者の認定を受けている子（高校生）が大学に入学しました。どうすればよいですか？(p13)

Q31 被扶養者の認定を受けている者（配偶者、子等）がアルバイトを始め、月によって変動はありますが、ここ3か月で平均9万円の所得を得ています。どうすればよいですか？(p13)

Q32 被扶養者の認定を受けている者（配偶者、子等）が毎月稼働時間の異なる時給制のアルバイトをしており、直近3か月の平均所得が所得制限を超えましたが、今後は所得制限を超えない見込みです。どうすればよいですか？(p13)

- Q33 被扶養者の認定を受けていない者（配偶者、子等）が離職し、雇用保険の基本手当を受給しますが、認定を受けることはできますか？（p14）
- Q34 被扶養者の認定を受けている者（配偶者、子等）が雇用保険の基本手当を受給し、所得制限を超えそうですが、いつ認定が取り消されますか？（p14）
- Q35 被扶養者の認定を受けている者（配偶者、子等）が就職し、就職先の健康保険に加入したため、「被扶養者申告書」、「申述書」及び就職先の健康保険の被保険者証の写しを提出したいのですが、健康保険の被保険者証の発行までに時間が掛かるようです。どうすればよいですか？（p14）
- Q36 被扶養者の認定を受けている配偶者が家賃収入を得ることになりましたが、気を付けることはありますか？（p15）
- Q37 被扶養者の認定を受けている配偶者が家賃収入を得ることになりましたが、必要経費を控除すると所得制限を超えていません。届出を行う必要はありますか？（p15）
- Q38 被扶養者の認定を受けている父が公的年金と個人年金を受け始めました。どうすればよいですか？（p15）
- Q39 被扶養者の認定を受けている母が老齢基礎年金と老齢厚生年金（年額200万円）を受け始めました。どうすればよいですか？（p16）
- Q40 被扶養者の認定を受けている母が65歳に達し、年額130万円の老齢厚生年金に加えて、年額70万円の老齢基礎年金を受けることとなりました。どうすればよいですか？（p16）
- Q41 （令和3年6月削除）

変更。

Q3 恒常的所得とは、何ですか？

給与所得（パート、アルバイトを含む。）、資産所得（家賃収入、株の配当金、投資信託の分配金、預金利息、ビットコイン等の仮想通貨を使用することにより生じる利益等）、事業所得（農業所得、自営業所得等）、年金（公的年金、企業年金、個人年金等）、失業給付（雇用保険とこれに相当するもの）等で、現在から将来にわたって継続して得られるものであり、所得税法上の所得の考え方とは大きく異なります。過去の恒常的所得や一時的な所得は含まれません。

Q4-1 恒常的所得が年額130万円（障害年金受給相当の障害を有する者又は60歳以上の者である場合は、180万円）に達するとは、どのように考えればよいですか？

ここでの「所得」とは、所得税法上の所得（前年1月1日から12月31日までの源泉徴収前の給与・賞与などの収入総額）ではなく、現在から先の12か月間にわたる収入総額を意味しますので、注意してください。具体的には、次のようなときに所得が制限を超えることとなります。

- 事業所得者；年間所得の合計額が将来にわたって所得限度額（130万円）以上となることが見込まれるとき
 - ※ 事業所得者であっても、家賃収入等の定期収入がある場合は、給与所得者と同様に取り扱います。
- 年金受給者；年金の給付事由が発生し、年間所得の合計額が将来にわたって所得限度額（130万円。障害年金受給相当の障害を有する者及び60歳以上の者にあつては、180万円）以上となることが見込まれるとき
- 給与所得者；月額所得の合計額が所得限度額の12分の1（所得限度額が年額130万円の場合は、108、333円）に達する見込みが立ち、将来にわたって同程度の所得を得ることが見込まれるとき（ただし、月額所得が変動する場合等は、2、3か月間の平均所得が所得限度額の12分の1に達し、将来にわたって同程度の所得を得ることが見込まれるとき）
 - ※ 所得は、通勤手当等を含んだものであり、所得控除を行う前のものです。
 - ※ 賞与等がある場合は、その支給額を支給対象月数で案分した額を月間所得に合算します。

Q4-2 給与所得者について、一時的な給与所得の増加によって所得金額が年130万円（障害年金受給相当の障害を有する者又は60歳以上の者である場合は、180万円）を超える場合に、被扶養者の認定を受けることはできますか？

特定の事業主と雇用関係にある給与所得者について、月額所得の合計額が所得限度額の12分の1（所得限度額が年額130万円の場合は、108、333円）に達した場合であっても、その収入増加が人手不足による労働時間延長等に伴う一時的なものであり、被扶養者の事業主から取得した「被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書」を提出した場合には、原則として、組合員の被扶養者として認定を受けることができます。

3か月の平均月間所得が所得限度額の12分の1に達した場合には、①組合員の申述書

(収入の増加が人手不足による労働時間延長に伴う一時的なものである旨が記載されているもの)、②事業主から取得した「被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書」を提出してください(一時的な収入増が3か月を超える見込みとなる場合には、予め共済組合に連絡した上で一時的に収入増となった期間後に、①申述書と②事業主の証明書を提出してください。)

ただし、①被扶養者と組合員が同一世帯に属している場合において被扶養者の年間収入が組合員の年間収入を上回る場合や、被扶養者が被保険者と同一世帯に属していない場合において被扶養者の年間収入が組合員からの援助額を上回る場合など、組合員がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると認められないときや、②基本給が上がった場合や、恒常的な手当が新設された場合など、引き続き収入が増えることが確実であって一時的な収入増と認められないときには、被扶養者として認定を受けることができません。

Q5 被扶養者の認定を受けたい場合は、どうすればよいですか？

「被扶養者申告書」及び「申述書」を提出してください。その他の添付書類については、必要に応じて提出してください。

被扶養者の要件を備える者が生じた場合(婚姻、出生、離職等)、その事実が生じた日から30日以内(初日不算入)に届出を行えば、その事実が生じた日から被扶養者の資格が得られます。30日を経過した後に届出をした場合は、共済組合係が組合員から届出を受けた日から被扶養者として認定されることとなりますので、注意してください。

Q6 被扶養者の認定を受けていましたが、その要件を充たさなくなりました。どうすればよいですか？

速やかに「被扶養者申告書」、「申述書」及び証拠書類を提出してください。

認定取消の日(被扶養者の資格を喪失する日)は、その事実の発生した日まで遡ることとなります。認定取消の日以降に被扶養者が病院等を受診して組合員被扶養者証を提示した場合、共済組合が負担した医療費を戻さなければなりません。認定取消の遡及期間が長期となった場合は、戻入額が高額となる可能性がありますし、新たに加入する国民健康保険等の保険者に対し、時効期間が経過した医療費を請求できないことがあります。こうした事態を避けるため、日頃から組合員自身が被扶養者の所得状況を適切に管理し、所得超過となった場合等は速やかに届出を行ってください。

Q7 (令和3年6月削除)

Q8 認定又は認定取消しに係る届出を行うのですが、証拠書類については、原本を提出するのですか、それとも写しを提出するのですか？

原本でも、複写機による写しでも構いません。ただし、個別の事案等に応じて、原本の提出を求められることもあります。

Q9 被扶養者の認定又は認定取消しに該当する事実が生じた場合、いつまでに届出を行う必要がありますか？

被扶養者の認定については、その事実（婚姻、出生、離職等）が生じた日から30日以内（初日不算入）に届出を行ってください。被扶養者の認定取消しについては、その事実（就職、収入増加、別居等）が生じたら直ちに届出を行ってください（※届出が事実発生日から30日を超えることのないよう厳に注意してください。届出に必要な証拠書類の準備に時間が掛かる場合は、「被扶養者申告書」と「申述書」だけでも先に提出して届出を行ってください。）。

被扶養者の要件を備える者が生じた場合は、原則として、その事実（婚姻、出生、離職等）が生じた日から被扶養者の資格が得られますが、その事実が生じた日から30日以内（初日不算入）に届出を行わない場合は、共済組合係が組合員から届出を受けた日から被扶養者として認定されることとなります。

認定取消しに係る届出を怠り、認定取消しの日以降に被扶養者が病院等を受診して組合員被扶養者証を提示した場合は、共済組合が負担した医療費を戻入しなければなりません。戻入額が高額となる可能性がありますし、新たに加入する国民健康保険等の保険者に対し、時効期間が経過した医療費を請求できないことがあります。こうした事態を避けるため、日頃から組合員自身が被扶養者の所得状況を適切に管理し、所得超過となった場合等は速やかに届出を行ってください。

Q10 異動後、被扶養者の認定を受けるために共済組合係に「被扶養者申告書」、「申述書」及び証拠書類を提出しても、すぐに認定されないことがあります。なぜですか？

共済組合係は、給与法上の取扱い（扶養手当の支給の有無等）を踏まえて被扶養者の認定の可否を判断するため、認定に際して給与係による扶養親族の認定に係る証明（「有」、「㊦」又は「無」の証明）が必要となります。その認定に係る判断を待つ必要がありますし、異動期には事務処理が立て込むことが多いので、一定の時間を要することは御了承ください。

組合員証や組合員被扶養者証の交付を急ぐ事情がある場合は、共済組合係に相談してください。

Q11 「有」、「㊦」、「無」とは、何のことですか？

「有」の者は、給与法上の扶養親族とされている者（扶養手当の支給対象となっている者）です。「被扶養者申告書」の扶養親族の認定の有無欄が「有」となります。

「㊦」の者は、給与法上の扶養親族とされていないが、所得税法上の扶養親族（源泉控除対象配偶者又は扶養親族）とされている者です。「被扶養者申告書」の扶養親族の認定の有無欄が「㊦」となります。平成30年1月1日以降は、「㊦」の者でも、配偶者の場合と配偶者以外の場合とで、「認定に必要な証拠書類」の要否等、一部取扱いが異なります。

「無」の者は、「有」にも「㊦」にも該当しない者です。「被扶養者申告書」の扶養親族の認定の有無欄が「無」となります。

～ 見直し編（平成27年8月）～

Q12 平成27年8月1日に被扶養者の認定に関する取扱いが見直されたと聞きましたが、どのように変わったのですか？

被扶養者の認定に当たり、給与法上の扶養親族とされている者（「有」の者）及び給与法上の扶養親族とされていないが、所得税法上の扶養親族（源泉控除対象配偶者又は扶養親族）とされている者（「有」の者）については、証拠書類を全部又は一部提出する必要はなくなりました。また、認定後も、「有」の者及び「有」の者について、毎月、共済組合係に被扶養者の給与明細書等の証拠書類を提出する必要はなくなりました。しかし、組合員自身が被扶養者の所得を適切に管理すべきことは変わりませんので、組合員自身は、引き続き被扶養者の給与明細書等を毎月確認してください。

※令和6年4月以降は、全ての被扶養者について、毎月、共済組合に被扶養者の給与明細書等の証拠書類を提出する必要はなくなりました。

Q13 被扶養者の認定に関する取扱いが見直されたことは分かりましたが、なぜ見直したのですか？

見直し前は、給与法上の扶養親族とされている者（「有」の者）については、組合員が被扶養者の給与明細書等の証拠書類を給与係にも共済組合係にも毎月提出しており、組合員にとっては同じ書類を重ねて複数の部署に提出せねばならず、負担の軽減を求める声がありました。また、共済組合係において所得額の変動を含めて扶養の事実等を継続して把握することで、組合員の中には、被扶養者の認定取消しの要否は共済組合係が管理してくれていると誤解して、組合員自身の責任において被扶養者の収入管理を行い、適時適切に認定取消しに係る届出を行うという意識が薄い人もいたのではないかと、共済組合係にとってもすべての被扶養者の収入を管理することは負担が大きく、効率化を図るべきではないかとの問題意識もありました。そこで、これまでの認定及び認定取消しの取扱いに関する基本的な考え方や収入管理に対する共済組合係の関わり方を見直したものです。

Q14 共済組合係は、組合員から提出を受けた証拠書類により、被扶養者の所得状況を確認しないのですか？

見直し前は、組合員が行う被扶養者の収入管理を補助することを目的として、共済組合係でも組合員から提出を受けた被扶養者の給与明細書等の証拠書類により所得を確認し、認定取消しに係る届出の要否を検討していました。しかし、被扶養者の収入管理は、国家公務員共済組合法その他の規定を踏まえると、あくまで組合員自身が主体的に行うものであり、共済組合係が補助的に被扶養者の所得状況を確認することで、組合員が主体性を失っては本末転倒です。

組合員が被扶養者の収入管理を怠った結果、認定取消しに係る届出が遅れ、遡って被扶養者の認定が取り消された場合、これにより生じる結果は組合員自身が負うこととなります。すなわち、被扶養者が認定取消しの日以降に病院等を受診して組合員被扶養者証を提示した場合は、共済組合が負担した医療費を戻入しなければなりません。戻入額が高額となる可能性があります。新たに加入する国民健康保険等の保険者に対し、時効期間が経過した医療費を請求できず、結果として医療費の10割を負担せざるを得ないこともあります。こうした事態を避けるため、日頃から組合員自身が被扶養者の所得状況を適切に管理し、所得超過となった場合等は

速やかに届出を行ってください。また、所得が超過するかどうか判断がつかない場合などは、必ず共済組合係に相談してください。

Q15 組合員が主体的に被扶養者の収入管理を行う責任があることは分かりました。それでは、いつ、どういう場合に共済組合係に届出を行えばよいのですか？

認定の可否（要件充足の有無）には影響を及ぼさない事実の変動であれば、「有」の者及び「有」の者（※平成30年1月1日以降は、「有」の者のうち、配偶者を除きます。）については、「申述書」や証拠書類を提出する必要はありません。例えば、被扶養者の認定を受けている高校生だった子が大学に進学したり、被扶養者の認定を受けているパートの配偶者が昇給して収入が増えたけれども、月10万円には届かない場合（Q27参照）などです。

なお、3か月の平均月間所得が108、333円に達したものの、それが人手不足による労働時間延長等に伴う一時的なものであるときは、①組合員の申述書（収入の増加が人手不足による労働時間延長に伴う一時的なものである旨が記載されているもの）、②被扶養者の事業主から取得した「被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書」を提出する必要がありますので、注意してください（Q4-2参照）。

他方、一時的な収入変動には当たらない場合（基本給が上がった場合や、恒常的な手当が新設された場合など）であって、被扶養者の年間所得が恒常的に所得限度額130万円（月間所得の場合は、所得限度額の12分の1（108、333円））に達したときは、認定取消しに該当する事実が生じたこととなりますので、速やかに「被扶養者申告書」、「申述書」及び証拠書類を提出してください。

組合員が認定取消しに係る届出を怠ったとき又は届出を遅滞したときは遡及して認定取消しとなり、認定取消しの日以降に被扶養者が病院等を受診して組合員被扶養者証を提示した場合は、共済組合が負担した医療費を戻ししなければなりません。戻入額が高額となる可能性がありますし、新たに加入する国民健康保険等の保険者に対し、時効期間が経過した医療費を請求できないことがありますので、注意してください。

なお、共済組合係に届出を行う時期等につき疑問がある場合は、共済組合係に相談してください。

Q16 「有」の者又は「有」の者（※平成30年1月1日以降は、「有」の者のうち、配偶者を除きます。）に関する給与明細書等の証拠書類について、これまでどおり毎月共済組合係に提出して、共済組合係で認定取消しに係る届出の要否及び時期を確認して教えてもらいたいのですが、お願いできますか？

基本的には、組合員自身が責任を持って、被扶養者の収入管理を行い、被扶養者の要件を充足しなくなった場合は速やかに認定取消しに係る届出を行っていただく必要がありますので、ご自身で収入管理及び要件充足の確認をしてください。

もっとも、所得制限を超えているかどうかは明確ではないなど、認定取消しに該当する事実の有無の判断等に疑問がある場合は、遠慮なく共済組合係に相談してください。

～ 見直し編（平成30年1月）～

Q17 平成30年分から年額150万円までの所得がある配偶者を給与所得者の扶養控除等申告書に記載できるようになりました。被扶養者の認定はどうなりますか？

平成30年分以降、所得税の配偶者控除の範囲が拡大され、所得税法上の扶養親族等のうち、配偶者については、給与収入のみの場合年額150万円までの者が「有」の者となることとなります。しかし、共済組合の被扶養者の要件は、これまでと変わりませんので、「有」であっても、被扶養者として認定できない場合（Q2参照）があります。

また、これまで「有」の者は、証拠書類について、「有」の者と同様に提出が不要となる場合がありますが、「有」の者のうち、配偶者については、身分関係を証明する証拠書類を除いて、「無」の者と同様に証拠書類の提出が必要となります。

Q18 （令和6年4月削除）

～ 実践編 ～

Q19 結婚しました。配偶者を被扶養者として認定してもらいたいのですが、どうすればよいですか？

「被扶養者申告書」及び「申述書」を提出してください。証拠書類については、必要に応じて提出してください。

なお、給与法上の扶養親族とされた者（「有」の者）は、証拠書類が不要となります（以下同じ。）。

Q20 子どもが生まれました。子どもを被扶養者として認定してもらいたいのですが、どうすればよいですか？

「被扶養者申告書」及び「申述書」を提出してください。証拠書類については、必要に応じて提出してください。

Q21 別居している母を被扶養者として認定してもらいたいのですが、どうすればよいですか？

「被扶養者申告書」及び「申述書」を提出してください。証拠書類については、必要に応じて提出してください。

なお、組合員と別居している父母、祖父母、孫及び兄弟姉妹については、原則として、組合員がその者の生計を維持するために送金等をしており、送金等の額がその者の所得以下であっても、その者の全収入（その者の所得及び組合員その他の者の送金等による収入の合計）の3分の1以上の額である場合（組合員の兄弟姉妹等の他の扶養義務者がいるときは、組合員の兄弟姉妹等の他の扶養義務者の送金等の額を上回っている必要があります。）に、認定することとなります。

Q22 被扶養者の認定を受けている者（配偶者、子等）が就労し、所得制限を超えて今後も同程

度の所得を得ることとなったため、給与法上の扶養親族の認定が取り消されました。共済組合係にも届出を行う必要がありますか？

速やかに「被扶養者申告書」、「申述書」及び証拠書類を提出してください。

給与係への届出を行ったとしても、給与係への届出と共済組合係への申告は異なる手続きですので、必ず共済組合係に対しても申告を行ってください。給与係から共済組合係に証拠書類が提供されることはありませんので、組合員自身が共済組合係に提出しなければなりません。

Q23 被扶養者の認定を受けている子が満22歳に達してから最初の3月31日を経過し、給与法上の扶養親族の認定が取り消されました。共済組合の被扶養者の認定を継続してもらうことはできますか？

給与法上の扶養親族の認定が取り消された場合は、原則として、被扶養者の認定が取り消されますが、これは、給与法上の扶養親族の認定が取り消された者は被扶養者の認定の要件も欠くことが多いためです。給与法上の扶養親族の認定手続と共済組合の被扶養者の認定要件及び手続は別のものであるため、給与法上の扶養親族の認定が取り消された場合であっても、引き続いて被扶養者の認定の要件を充たすことが確認できれば、認定を継続することとなります（※被扶養者の認定の要件については、Q1及びQ2を参照してください。）。

子が満22歳に達してから最初の3月31日を経過して給与法上の扶養親族の認定が取り消されたという場合のほか、例えば、障害年金受給相当の障害を有する者（年齢不問）又は60歳以上の者が、年額130万円以上180万円未満の恒常的所得を有する場合についても、同様に考えることができます。

Q24（令和6年4月削除）

Q25 被扶養者の認定を受けている者（配偶者、子等）が就労し、所得制限を超えて今後も同程度の所得を得ることが分かりました。どうすればよいですか？

速やかに「被扶養者申告書」、「申述書」及び証拠書類を提出してください。

認定取消しの日は、原則として、認定取消しに該当する事実が生じた日となり、給与法上の取扱いを踏まえると、例えば、被扶養者が雇用主と雇用契約を締結した日や稼働を開始した初日とすることが考えられます。

Q26 被扶養者の認定を受けている者（配偶者、子等）がアルバイトを始めましたが、所得制限は超えそうにありません。どうすればよいですか？

単にアルバイトを始めたただけの場合は、「申述書」や証拠書類を提出する必要はありません。

ただし、組合員が被扶養者の収入管理を適切に行う中で、所得制限を超える見込みが立った場合は、認定取消しに該当する事実が生じたこととなりますので、速やかに「被扶養者申告書」、「申述書」及び証拠書類を提出してください。また、例年9月に行う被扶養者の要件確認の際には、そのときの就業形態や所得見込額を「被扶養者申告書」及び「申述書」に正確に

記入してください。

Q27 被扶養者の認定を受けている者（配偶者、子等）の給料が増えることになりましたが、所得制限は超えそうにありません。どうすればよいですか？

単に所得限度額の範囲内で所得が増加しただけの場合は、「申述書」や証拠書類を提出する必要はありません。

ただし、組合員が被扶養者の収入管理を適切に行う中で、所得制限を超える見込みが立った場合は、認定取消しに該当する事実が生じたこととなりますので、速やかに「被扶養者申告書」、「申述書」及び必要書類を提出してください。

Q28 被扶養者の認定を受けている者（配偶者、子等）が毎月稼働時間の異なる時給制のアルバイトをしています。稼働時間が異なることに変わりはないものの、以前より稼働時間が増加したため、月間所得の所得制限を超え、これからも同程度の所得が見込まれます。いつ認定が取り消されますか？

2、3か月の平均所得が所得限度額の12分の1（108、333円）に達し、将来にわたって同程度の所得が見込まれるときは、給与法上の取扱いを踏まえると、例えば、その2か月目又は3か月目の勤務実績が確定する月の締め日の翌日とすることが考えられます。

被扶養者が毎月稼働時間の異なる時給制のアルバイトに就いている場合は、被扶養者の収入管理を特に慎重に行い、認定取消しに該当する事実が生じた際に届出が遅れないよう注意してください。

ただし、特定の事業主と雇用関係にある給与所得者について、直近3か月の月額所得の合計額が所得限度額の12分の1（所得限度額が年額130万円の場合は、108、333円）に達した場合であっても、その収入増加が人手不足による労働時間延長等に伴う一時的なものであり、被扶養者の事業主から取得した「被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書」を提出した場合には、原則として、組合員の被扶養者として認定を受けることができます（Q4-2参照）。

被扶養者が複数の事業所で勤務している場合には、一時的に年間収入が130万円となった主たる要因である勤務先（事業主）から事業主の証明書を取得してください（複数の事業主においてそれぞれ一時的な収入増加がある場合は、それぞれの事業者から事業主の証明書を取得してください。）。

Q29 被扶養者の認定を受けている者（配偶者、子等）が転職しました。どうすればよいですか？

単に転職しただけの場合は、「申述書」や証拠書類を提出する必要はありません。

ただし、組合員が被扶養者の収入管理を適切に行う中で、所得制限を超える見込みが立った場合は、認定取消しに該当する事実が生じたこととなりますので、速やかに「被扶養者申告書」、「申述書」及び証拠書類を提出してください。

Q30 被扶養者の認定を受けている子（高校生）が大学に入学しました。どうすればよいですか？

単に大学に入学しただけの場合は、「申述書」や証拠書類を提出する必要はありません。

ただし、その後、被扶養者がアルバイトを始めた場合等は、組合員が被扶養者の収入管理を適切に行う必要がありますし、所得制限を超える見込みが立った場合は、認定取消しに該当する事実が生じたこととなりますので、速やかに「被扶養者申告書」、「申述書」及び証拠書類を提出してください。

Q31 被扶養者の認定を受けている者（配偶者、子等）がアルバイトを始め、月によって変動はありますが、ここ3か月で平均9万円の所得を得ています。どうすればよいですか？

この時点では、「申述書」や証拠書類を提出する必要はありません。

ただし、2、3か月の平均所得が所得限度額の12分の1（108、333円）に達し、将来にわたって同程度の所得を得ることが見込まれたときは、認定取消しに該当する事実が生じたこととなりますので、速やかに「被扶養者申告書」、「申述書」及び証拠書類を提出してください。

Q32 被扶養者の認定を受けている者（配偶者、子等）が毎月稼働時間の異なる時給制のアルバイトをしており、直近3か月の平均所得が所得制限を超えましたが、収入の増加は一時的な収入変動によるものです。どうすればよいですか？

①組合員の申述書（収入の増加が人手不足による労働時間延長に伴う一時的なものである旨が記載されているもの）、②被扶養者の事業主から取得した「被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書」を提出した場合は、原則として、被扶養者の認定を継続することができます。

Q33 被扶養者の認定を受けていない者（配偶者、子等）が離職し、雇用保険の基本手当を受給しますが、認定を受けることはできますか？

「雇用保険受給資格者証」に記載されている基本手当日額に30を乗じて得た額を月間所得とみなし、これが所得限度額の12分の1（108、333円）未満である場合は、被扶養者の認定を受けることができます。

なお、認定に係る届出については、原則として、離職した日の翌日が事実の生じた日であり、同日をもって認定することとなりますので、その日から30日を経過しないよう注意してください（Q5参照）。

Q34 被扶養者の認定を受けている者（配偶者、子等）が雇用保険の基本手当を受給し、所得制限を超えそうですが、いつ認定が取り消されますか？

「雇用保険受給資格者証」に記載されている基本手当日額に30を乗じて得た額が所得限度額の12分の1（108、333円）に達する場合は、被扶養者の認定が取り消されることと

なります。

認定の取消日は、基本手当の受給開始日です。公共職業安定所（ハローワーク）における求職の申込みから7日間の待期期間が満了した日の翌日が基本手当の受給開始日となることが多く、実際に基本手当の入金があるのは、受給開始日より後になるため、入金を待って認定取消しに係る届出を行った場合は、認定取消しの遡及期間が長くなりますので、求職の申込み後、受給説明会等で「雇用保険受給資格者証」が交付された時点で速やかに共済組合係に申し出るようにしてください。

Q35 被扶養者の認定を受けている者（配偶者、子等）が就職し、就職先の健康保険に加入したため、「被扶養者申告書」、「申述書」及び就職先の健康保険の被保険者証の写しを提出したいのですが、健康保険の被保険者証の発行までに時間が掛かるようです。どうすればよいですか？

認定取消しに係る届出については、速やかに行う必要がありますので、まずは「被扶養者申告書」及び「申述書」を提出し、後日、就職先の健康保険の被保険者証の写しを追完してください。就職先の健康保険の被保険者証の交付を待って認定取消しに係る届出が遅れることのないよう注意してください。

認定取消しに係る届出が遅滞した場合は遡及して認定取消しとなり、認定取消しの日以降に被扶養者が病院等を受診して組合員被扶養者証を提示したときは、共済組合が負担した医療費を戻入する必要がありますので、注意してください。

なお、就職に伴う認定取消しに当たっては、証拠書類として健康保険の被保険者証の写しに限らず、採用辞令の写しを添付することも可能ですので、検討してください。

Q36 被扶養者の認定を受けている配偶者が家賃収入を得ることになりましたが、気を付けることはありますか？

家賃収入等の定期収入を得ている者については、給与所得者と同様に取り扱うこととなります。したがって、月間所得の合計額が所得限度額の1/2分の1（所得限度額が130万円の場合は、108,333円）に達する見込みが立ち、将来にわたって同程度の所得を得ることが見込まれたときは、認定取消しに該当する事実が生じたこととなりますので、速やかに「被扶養者申告書」、「申述書」及び証拠書類を提出してください。

なお、認定取消しの日、賃貸借契約を締結した日や入居者から初めて家賃が支払われた日とすることが考えられます。

Q37 被扶養者の認定を受けている配偶者が家賃収入を得ることになりましたが、必要経費を控除すると所得制限を超えていません。届出を行う必要はありますか？

共済組合における必要経費の取扱いは、所得税法上の必要経費の取扱いとは大きく異なります。修繕費、管理費等の事業を行う上で必要不可欠な経費で、かつ実費分に限られますし、事実が生じた日の時点で将来にわたって月単位等で同程度に生じることが見込まれるものが対象となります。したがって、減価償却費、租税公課、固定資産税等は必要経費として控除する

ことは認められませんし、偶発的に生じた修繕費等も同様となります。

こうした必要経費の取扱いを踏まえても、所得制限を超えていない場合は、認定取消しに該当する事実が生じていませんので、届出を行う必要はありません。必要経費として認められるかどうかなどが不明である場合等は、共済組合係に相談してください。

Q38 被扶養者の認定を受けている父が公的年金と個人年金を受け始めました。どうすればよいですか？

所得限度額（障害年金受給相当の障害を有する者又は60歳以上の者である場合は、180万円）に達することが見込まれたときは、認定取消しに該当する事実が生じたこととなりますので、速やかに「被扶養者申告書」、「申述書」及び証拠書類を提出してください。個人年金も公的年金と同様に所得に含まれます。

所得限度額に達しない場合は、「申述書」や証拠書類を提出する必要はありません。ただし、組合員が被扶養者の収入管理を適切に行う中で、所得制限を超える見込みが立った場合は、認定取消しに該当する事実が生じたこととなりますので、速やかに「被扶養者申告書」、「申述書」及び証拠書類を提出してください。

Q39 被扶養者の認定を受けている母が老齢基礎年金と老齢厚生年金（年額200万円）を受け始めました。どうすればよいですか？

所得限度額（180万円）に達することが見込まれたときは、認定取消しに該当する事実が生じたこととなりますので、速やかに「被扶養者申告書」、「申述書」及び証拠書類を提出してください。

なお、認定取消しの日については、給与法上の取扱いを踏まえると、年金の受給の開始後に送付される年金決定通知書等の受領日に限らず、（年金の請求後）受給が開始した月の初日やそれ以前に年金事務所等で具体的な年金額を知った日となることがありますので、年金の受給が見込まれるときは、早めに共済組合係に相談してください。

Q40 被扶養者の認定を受けている母が65歳に達し、年額130万円の老齢厚生年金に加えて、年額70万円の老齢基礎年金を受けることとなりました。どうすればよいですか？

所得限度額（180万円）に達することが見込まれたときは、認定取消しに該当する事実が生じたこととなりますので、速やかに「被扶養者申告書」、「申述書」及び証拠書類を提出してください。

なお、認定取消しの日については、給与法上の取扱いを踏まえると、年金の受給の開始後に送付される年金決定通知書等の受領日に限らず、（年金の請求後）受給が開始した月の初日やそれ以前に年金事務所等で具体的な額を知った日となることがあります。

Q41 （令和3年6月削除）